



Various Type of Business NEWS

VTB協同組合 URL: <https://www.vtb.jp>

〒595-0012

大阪府泉大津市北豊中町2-12-1-302

TEL 0725-23-1771 Fax 0725-90-7200

- ・外国人技能実習受け入れ事業監理団体許可番号 許1708000790 優良 (一般管理事業)
- ・特定技能受入 登録支援機関登録番号 19登-001220

* 請求書について

この度、郵便料金の値上げや郵便法改正による配達日数の繰り下げ等の影響を受け、請求書をペーパーレス化し、請求書の送付を紙(普通郵便での郵送)から電子請求書(メールにPDF形式の請求書添付)へ変更させていただきます。

変更は令和6年10月20日発行の請求書からを予定しております。

詳細につきましては後日改めてご連絡させていただきます。誠に勝手ではございますが、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願いいたします。

* 特定技能2号について

この度、幣組合が支援する特定技能1号の方で初めて、特定技能2号の在留資格を取得された方が誕生いたしました。特定技能2号は、難しい試験への合格や、現場での管理経験等、大変厳しい要件(要件は職種により違い有)がありますが、ご本人の努力や受入企業様のサポートにより全てクリアされました。特定技能2号は在留年数に定めがなく(特定技能1号は5年間)、家族(配偶者と子どものみ)の帯同も認められております。

* 最低賃金の改定について

厚生労働省から、本年度の地域別最低賃金額改定の目安について案内が届いております。現時点ではまだ目安であり、正確な金額はまだ発表されておませんが、**今年は全国平均で50円の引き上げが予定**されております(改定期間は例年通りですと10月頭となります)。技能実習生の現在の給与が、現在の最低賃金~50円程となっている組合員様におかれましてはご準備くださいますようお願いいたします。特に月給制の組合員様におかれましては、給与が最低賃金を上回っているかわかりづらいためご注意ください。*最低賃金額×会社の年間所定労働時間÷12か月=最低月給

また、最低賃金額は、その者が就労している都道府県に対して適用されます。例えば本社が大阪であっても、就労場所が東京であれば、東京の最低賃金額を上回っている必要がございます。

正確な金額、日時が発表されましたら改めてご案内させていただきます。何卒よろしくお願いいたします。

【 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について 】

~ 目安はAランク50円、Bランク50円、Cランク50円 ~

本日開催された第69回中央最低賃金審議会(会長:藤村博之 独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長)で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられましたので、公表いたします。

【答申のポイント】

(ランク_注ごとの目安)

各都道府県の引上げ額の目安については、Aランク50円、Bランク50円、Cランク50円。

注、都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA B Cの3ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。現在、Aランクで6都道府県、Bランクで28道府県、Cランクで13県となっている。(参考参照)

(参考) 各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄